



- ・屋外でのごみ（枯草や枝木を含む）の焼却行為は、**原則禁止**されています。
- ・農業を営むためのやむをえない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、**苦情があれば、悪臭防止法や静岡県の条例に基づき、中止の指導をすることもあります。**

悪臭防止法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に関するお問い合わせ先

浜松市環境部環境保全課 TEL : 053-453-6170

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/kankyo/kankyo/noyaki/noyaki.html>



# 一般廃棄物再生利用指定業者一覧表（令和3年8月現在）

- ・市内の農家から排出された一般廃棄物（木質系ごみ、草木類）を再生利用（リサイクル）するために処理する業者です。枝葉等は堆肥原料やマルチング材等にリサイクルされます。
- ・主に大きな木や多量の枝葉等の処理を委託することができます。
- ・リサイクルのため、枝葉等の処理を一般廃棄物再生利用指定業者に委託することに御協力ください。
- ・処理にかかる料金は有料です。
- ・ごみの種類、量、収集日、距離等の条件により、各業者の処理（収集運搬・処分）の可否、料金等が異なります。詳細は各業者にお問い合わせください。
- ・業者によって取り扱うごみの種類や行うことができる処理（収集運搬・処分）業務が異なりますのでご注意ください。

事業者名	電話番号	事業の範囲		
		取り扱うごみの種類	収集運搬	処分
(株) 中野町チップ	(本社工場) 485-2235	木質系ごみ 繊維系ごみ (天然素材の量に限る。)	×	○
	(浜北工場) 587-9590	木質系ごみ	×	○
阿多古建設事業協同組合	926-3052	草木類	×	○
幸和工業(株)	436-8481	草木類	○	○
(有) 大善産業	487-3737	木質系ごみ 草木類	○	○
浜松環境維持管理(株)	485-9887	草木類	○	○
(有) グリーンロード浜松	545-0577	草木類	○	○
(有) コスモグリーン庭好	443-7878	草木類	○	○
(株) シーテック	0547-59-2377	草木類	○	×
<b>取り扱うごみの種類（一般廃棄物に限ります。）</b> 草木類…剪定した枝葉、刈った草等 木質系ごみ…草木類に加え、板、角材等				

ごみのリサイクル・処理方法に関するお問い合わせ先

浜松市環境部ごみ減量推進課 TEL : 053-453-6229



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gomigen/gomi/index.html>